

第5分野 市民と行政が協働でつくるまち

基本方針2

誰もが尊重される地域社会を形成します

| | |
|---------|---|
| 事業年度 | 令和5年度 |
| 責任部長 | 市長公室長 |
| 責任課長 | 企画課長 |
| 責任課 | 企画課 |
| 主管課・関係課 | 企画課、市民課、秘書広報課、学校教育課、社会教育課、児童家庭課、健康課、商工課 |

■ 施策の概要

施策1: 人権の意識の高揚 【主管課: 総務部 市民課】
 DV(親密な関係の間でふるわれる暴力)や児童への虐待、学校等でのいじめ、感染症に関する誹謗中傷、SNSによる人権侵害、LGBT等性的マイノリティに対する偏見など、社会情勢の変化により新たな人権問題が発生しています。このため、関係機関・団体と連携を図り、家庭・地域社会・学校・職場等における人権教育及び啓発を推進し、多様化する価値観やライフスタイルをお互いに認め合う、「共に認め合い思いやる 人権尊重のまち」を目指します。

施策2: 男女共同参画の推進 【主管課: 市長公室 企画課】
 男性も女性も一人ひとりがお互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら、家庭や職場、学校及び地域などあらゆる場面において、誰もが自分らしい生き方を選択し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。このため、男女共同参画の意識を高める取組みを進めるとともに、事業所などに対して積極的に雇用環境の整備等を働きかけます。

施策3: 多文化共生の推進 【主管課: 市長公室 秘書広報課】
 在留外国人が安心して暮らし、地域の一員として市民と共に日常生活や社会生活が円滑に営まれるよう、多言語による生活情報の提供や日本語教室の開催などのコミュニケーション支援を図ります。また、文化的な違いを理解し認め合う風土の醸成に向け、交流機会の充実や意識啓発を推進します。

■ 関連指標の動向

| 指標名 | 単位 | 管理種別 | 望ましい方向 | 関連施策 | 現状値 | 各年度の目標値(上段) | | | | | 評価年度の達成率 |
|--|----|------|--------|------|--------------|-------------|------|------|------|------|----------|
| | | | | | (R1) | 各年度の実績値(下段) | | | | | |
| | | | | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | |
| ▶ 自分や家族の人権が侵害されたと思う市民の割合(まちづくりアンケート) | % | フロー | ↘ | 施策1 | 10.5 (R2) | - | - | 9.1 | - | 8.0 | - |
| ▶ DVに関する相談場所が分からなかった市民の割合(男女共同参画アンケート) | % | フロー | ↘ | 施策1 | 3.4 | - | - | - | 0.0 | - | - |
| ▶ 審議会の女性委員比率(時点) | % | フロー | ↗ | 施策2 | 23.4 | 27.0 | 28.8 | 31.0 | 35.0 | 40.0 | 75.7% |
| ▶ 国際交流団体会員及びボランティア登録数(時点) | 人 | フロー | ↗ | 施策3 | 123 | 132 | 136 | 141 | 145 | 150 | 86.0% |
| ▶ | | | | | | | | | | | |

■ 決算データ及び構成事務事業の実施状況

| 施策名 | R4決算額(千円) | R5決算額(千円) | 構成事務事業の実施状況(R5) | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------------|---|---|---|---|----|
| | | | a | b | c | d | - | 小計 |
| 1 人権意識の高揚 | 4,255 | 4,358 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 2 男女共同参画の推進 | 573 | 665 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 3 多文化共生の推進 | 328 | 225 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 小計 | 5,156 | 5,248 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |

- a: 順調に実施されており、成果が表れている事務事業
- b: 概ね順調に実施されており、一定の成果が表れている事務事業
- c: 概ね順調に実施されているものの、目指す成果が表れていない事務事業
- d: 実施状況及び目指す成果ともに停滞している事務事業

| | |
|---|---------------------|
| ■基本方針に係る総括評価(所見) | 【責任部長:市長公室長】 |
| <p>基本方針に掲げる「誰もが尊重される地域社会を形成する」ため、「人権意識の高揚」、「男女共同参画の推進」、「多文化共生の推進」の3つの施策を柱として取り組んでいる。これらの施策は広い分野に跨り、啓発や講座等の取組みに対しても、成果として現れにくいことから、長期的視点で推進していく必要があり、各事務事業の実績や成果、課題などを総括すると、施策所管課の評価は概ね妥当であると考えられる。その上で、個別の所見として、人権分野においては、啓発活動と相談状況の実態から着実に取組みは行っているものの、市民アンケートの結果では、人権侵害を感じた市民の割合が微増していることから、課題に示すとおり多様化する人権侵害への対応が一層必要になると考えられる。男女共同参画に関しては、主管課による全体的な啓発活動を中心に、商工課などが雇用の場面での男女共同参画の推進に取り組んでいる。一方、指標としている審議会の女性委員比率が目標値を下回っており、加えて令和5年に実施した市民アンケートにおける「男女の権利の平等」への回答も、令和2年度の前回調査と比較し悪化していることから考えると、市の主要な政策形成過程への女性参画は重要であり、市の施策全般に男女共同参画の視点を取り入れていく必要がある。多文化共生に関しては、国際交流団体の活動の支援が中心的な取組みになっているが、指標の「国際交流団体会員及びボランティア数」は目標値を下回っている状況にある。市民と在留外国人の相互理解の度合いは、国際交流協会の活動のみもって測ることはできないと考えられるため、地域での暮らしや労働などの場面においても多文化共生の取組みを推進する必要がある。</p> | |

■施策ごとの評価

施策1:人権意識の高揚 **【主管課:総務部 市民課】**

| | | |
|--|---|-----------------------------------|
| 評価 | B | 目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。 |
| ▶後期基本計画策定時の「現状と課題」 | ◎後期基本計画策定時の「目指す姿」 | |
| 人権侵害を助長する情報発信、感染症患者に対する差別、性的指向に対する偏見など多様化する社会の中で様々な人権侵害事案が発生しています。 | 人権に対する正しい知識と理解をもち、誰もが人権を尊重した行動をとることができる社会となっています。 | |
| DV被害や児童虐待に対して、安心して相談できる場所の提供、地域を含めた関係機関との体制強化や地域で見守る活動が必要です。 | DV被害や児童虐待について安心して相談できる体制が整い、適切な支援を受けることができる環境となっています。 | |

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・法務局への常設相談をはじめ、特設相談所(市内7地域計23回)等における延べ相談件数は53件で、前年(78件)と比べて25件減った結果となったが、人権擁護委員、市、法務局等の関係機関が連携して問題に対応するとともに、啓発や教育といった活動等も推進することができた。「人権週間」の実施期間中には、大和町のショッピングセンターピオにおいて街頭啓発活動を実施し、啓発物品の配布を通して人権意識の高揚に努めたほか、八幡地域の郡上おどり「人権のタベ」や和良地域の和良鮎まつり等のイベントでも啓発活動を行った。また、人権教育においては、大和西小学校(大和町)で人権ひまわりの栽培活動や障がい者スポーツ(ボッチャ、車椅子バスケットボール)の体験や選手との交流・人権七夕集会等を実施し、様々な人権意識について学ぶ機会を提供することができた。このほかに、市内11校の小学校に対して人権紙芝居の貸出を行い、人権に対する正しい知識と理解に向けて取り組むことができた。
- ・児童虐待や育成相談などを含む家庭児童相談は、延べ1,372件(R4:1,416件)となり、児童虐待の新規相談案件数は12ケース(R4:16ケース)であった。児童の相談は、前年と比較して減少してはいるもののDV相談に関しては延べ96件(R4:54件)と増加した。これらの相談や事案ケースに対し、専門相談員を中心に被害者に寄り添った支援、緊急時対応など関係機関と連携を図りながら迅速に適切な対応を実施した。また、年2回開催した市のいち支え合い虐待防止推進協議会実務者会議では、関係機関との情報共有や具体的事例による有効的な支援方法の検証を行うなど、被害者への適切な支援に向けて取組みを行うことができた。

【課題】

- ・従来からの女性、障がい者に対する人権に加え、子どもや高齢者、外国人、犯罪被害者、LGBTQ等の性的マイノリティに対する偏見や差別、インターネット・SNSを悪用したプライバシーの侵害等、年々多様化する人権侵害への対応が課題となっているが、人権擁護委員が相談対応や啓発活動を行う機会が限られているため、研修・学習会等での人権擁護委員の相談対応スキルの向上が求められる。また、性的マイノリティや事実婚の当事者である二人が日常生活を共にすることを宣誓し岐阜県の中で尊重され、自分らしく暮らせることを応援する「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」や宣誓書受領証の提示による利用可能な市のサービスの周知・拡充が求められる。
- ・日本語が話せない外国籍市民からの相談もあるため、適切な支援等を実施するには、日本語以外でも対応できる体制が必要となってきた。
- ・家庭児童相談やDV相談では、複雑な家庭環境であるケースが増加傾向にあり、長期間にわたる支援の継続が必要となってきた。1ケースあたりの延べ相談件数が増加することになるため、専門相談員等職員の負担が増加傾向にあることや専門的知識の習得も必要である。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・令和3年3月に策定した第一次郡上市人権施策推進指針に基づき、性的マイノリティに対する偏見など人権問題に対する正しい知識と理解の促進、学校における人権教育、ホームページ・広報誌による啓発活動、人権擁護委員協議会を中心とした催事会場での啓発活動等の取組みを進め、家庭・学校のみならず地域社会の中でも取り組んでいけるよう関係部局との連携を強化していく。取組みにあたっては、郡上市における人権擁護委員が15名と限られた人数であるため、市や法務局等の関係機関と協力・連携しながら効率的かつ効果的な啓発活動を進めていく。「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」については、市・県の関係部局と連携しながら、利用可能なサービスの拡充に努める。
- ・複雑化、多様化する児童虐待やDV相談に対して、安心して相談ができ、適切な支援が行えるよう引き続き相談員を配置する。相談員の支援技術等の向上も必要となっているため、研修等を通じてスキルを磨くとともに、より専門性の高い関係機関の協力や役割分担により、相談や支援体制の強化を進めていく。また、ホームページ等の広報媒体を通じて相談場所を周知していく。
- ・外国の方も安心して相談できる体制を構築するために、R6年度よりヤングケアラー児童を支援する目的として、外国語電話通訳業務を委託導入し相談対応時に活用することとした。

評価 C 目指す姿に向けてあまり順調といえず、一層の努力を要する。

| | |
|--|--|
| <p>▶後期基本計画策定時の「現状と課題」</p> <p>本市の男女共同参画アンケートによると、社会全体として、男性の方が優遇されていると感じる市民の割合が多いことから、男女が共に平等であると感じられる社会づくりが必要です。</p> | <p>◎後期基本計画策定時の「目指す姿」</p> <p>すべての市民が、家庭や職場などあらゆる場面において、個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会となっています。</p> |
|--|--|

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

- 【成果】
- ・男女がともに尊重し合い能力を発揮する社会を目指すため、体験者による講話や具体的な事例を交え、次の取り組みを実施することで男女共同参画の視点を取り入れた社会づくりについて考えを深めることができた。
 - ※第14回ともいきフェア開催、女性の活躍応援座談会（八幡 1回、大和 1回）、女性の相談窓口開設（八幡・白鳥 計5回）
 - ・「女性の活躍応援座談会」を子育て中の人も参加しやすい出張型に変更した他、「ともいきフェア」を男女共同参画サポーターと共に企画・運営を行う市民協働型にするなど、時代やニーズに合わせて改善を加え、新たな手法で開催することができた。
 - ・商工課が中心となり、ワーク・ライフ・バランスの推進や誰もが働きやすい職場環境づくりについて学べるセミナーを開催し、参加した1社が「岐阜県ワークライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された。
- 【課題】
- ・指標とする「審議会の女性委員比率」は22.6%となり、R4の21.8%からは若干改善が見られたものの目標値を上回ることができず、庁内において男女共同参画の意識を高めるための取組みが必要である。
 - ・市内事業所等に対する雇用環境の整備、女性の役員・管理職への積極的登用の働きかけを幅広く推進していく必要がある。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・男女共同参画サポーターと連携しながら周知啓発活動の充実を進めるとともに、事業所などに対しても積極的な働きかけを行い、男女共同参画に関する市民の意識向上を図る。
- ・市職員で構成する郡上市男女共同参画推進研究会において、第3次郡上市男女共同参画プラン事業実施計画の進捗について評価検証を行いつつ、実効性のある取組みを進めるとともに、審議会の女性委員比率を向上させるため、研究会を通して女性の積極的登用の働きかけを行っていく。
- ・第3次郡上市男女共同参画プランが令和6年度に終期を迎えるため、次期郡上市男女共同参画プランでは、あらゆるハラスメントの防止や自治会活動、避難所運営等への女性の参画推進など、新たな課題に対応するための目標等を追加し策定に向けて進めていく。
- ・郡上市雇用対策推進協議会と連携し、男女共同参画の意識を高めるための啓発活動、情報発信等を市内事業者等に対して積極的に行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進を進める企業等へのサポートを行っていく。

評価 B 目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

| | |
|---|--|
| <p>▶後期基本計画策定時の「現状と課題」</p> <p>市内の在留外国人は増加傾向にあり、国籍や在留目的も多様化していることから、身近で暮らす外国人との共生によるまちづくりが求められています。</p> | <p>◎後期基本計画策定時の「目指す姿」</p> <p>市民と在留外国人が、お互いの文化の違いを理解し合いながら、地域の一員として共に暮らす社会となっています。</p> |
|---|--|

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・4年度目の開催となる「日本語ボランティア養成講座」を、市内2会場(白鳥・八幡)で開催し、31人の参加を得た。受講者には、市内国際交流団体が行う国際交流活動への参加を促し、団体の仲間づくりにも繋げている。
- ・国際交流団体が主催する「日本語教室」の充実に向け、県のアドバイザーを派遣(オンライン)し、人的支援を行った。

【課題】

- ・在留外国人への支援は多岐にわたることから、庁内関係部署で連携した対応が必要となる。
- ・「日本語教室」において増加傾向にある就労外国人への対応について検討する必要がある。
- ・団体の活性化に向け、担い手の育成、確保が必要となる。
- ・市内で暮らす外国人に必要な情報を伝えるよう、外国人に分かりやすい広報周知が必要となる。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・増加傾向にある在留外国人の支援等に向け、庁内関係部署で連携した対応及び情報共有を図る。
- ・外国人就労者への日本語教育について、関係部署と協議、検討を進める。
- ・「日本語ボランティア養成講座」を通じて、市民ボランティアの育成・増員を図る。
- ・市ホームページ外国人向けページの充実及び「やさしい日本語」の普及に取り組む。

■後期基本計画策定後新たに生じた課題等

・

| ■関連する個別計画の有無 | |
|--------------|--|
| 有 | 第1次郡上市人権施策推進指針、第3次郡上市男女共同参画プラン、第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画 |